

品川区次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

平成16年5月27日決定要綱第107号

平成21年4月1日決定要綱第319号

平成25年8月21日決定要綱第131号

平成27年4月1日決定要綱第231号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、区における次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項について協議するため品川区次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 「品川区次世代育成支援対策地域行動計画」の策定に関すること。
- (2) 前号の計画に掲げる施策の目標の進捗状況に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策に関し、区長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、児童委員、事業主関係者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 推進協議会に会長および副会長を置き、区長が指名する。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

2 推進協議会は、半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会に諮り会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。